

7月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和8年7月10日（金）13時 ～ 14時10分

会議の開催場所 彦根市役所 第2・3委員会室

会議の内容

議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第25号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

議第26号 彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員の任期の延長について

議第27号 彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者について

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- 1 長崎 作藏 2 柴田 利治 20 百々 明雄

会議に欠席した農業委員

※16番 濱村 功 および 19番 月田 晴男 は遅参

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 橋本 邦彦 副主幹兼農地係長 安賀 喜博 副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼農地係長 安賀 喜博

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから7月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

16番 濱村 功 および 19番 月田 晴男
から遅れる旨の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

1 長崎 作藏 2 柴田 利治 20 百々 明雄
に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。17番 疋田 菜穂子 委員、19番 月田 晴男 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を7月3日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。立会委員は、濱村 功 委員でしたが、ご不在ですので事務局から立会報告をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

（ 現地調査立会報告を代読 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

議第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請

議第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議第 2 5 号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

本日お配りしております追加議案として、

議第 2 6 号 彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員の任期延長について

議第 2 7 号 彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者について

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3条申請審議】

それでは、議第 2 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3 条 所有権移転 1 番案件

1 番案件の申請地は、815 ㎡のうち 525.02 ㎡です。なお、残る 289.98 ㎡については、5 条許可申請が提出されておりますことから、後程、ご審議賜りたいと考えております。申請地は、農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、薩摩町集落の南側に位置します。

譲渡人は、高齢となり今後の農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、これまでから申請地の耕作を依頼されていた譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

譲受人は、経営面積が 6 ヘクタールを超える認定農業者であり、すでに申請地を耕作されていることから、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることを確認しています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 所有権移転2番案件

続きまして2番案件です。申請地は農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、湖周道路沿いに位置します。

譲渡人は、高齢となり今後の農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、近隣に農業用倉庫を所有する譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

譲受人は、経営面積が8ヘクタールを超える認定農業者であり、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題はございません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 所有権移転3番案件、4番案件

続きまして3番案件と4番案件は交換の案件となりますので、まとめて説明いたします。申請地は、いずれも農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、琵琶湖岸沿いに位置します。

申請人は、彦根市が令和3年度から石寺町において実施した地籍調査の結果、それぞれの耕作地と所有地が入れ替わっていることが判明したため、農地の交換を行うこととされたものです。

今回の申請は、それぞれがこれまでから耕作されていた農地を取得されるものであることから、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題はございません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 百々 明雄 推進委員、西川 末美 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 西川 末美 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 所有権移転5番案件

続きまして5番案件です。申請地は農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、甘呂町集落の北西に位置します。

譲渡人は、今後の農地の適正管理が困難であると考えておられたところ、近隣の農地を耕作されている譲受人との間で売買する話がまとまったものです。

譲受人は、経営面積が3ヘクタールを超える認定農業者であり、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題はございません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 柴田 利治 推進委員、辻 宏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 柴田 利治 推進委員

特に問題ありません。

○ 辻 宏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 所有権移転6番案件

続きまして6番案件です。申請地は農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、荒神山の南側に位置します。

譲渡人は、健康上の理由から今後の農地の適正管理が困難であると考えておられたところ、これまでから申請地の耕作を依頼されてきた譲受人との間で売買する話がまとまったものです。

譲受人は、経営面積が83ヘクタールを超える認定農業者であり、すでに申請地を耕作されていることから、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることを確認しています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 中川 嘉和 委員 何かコメントがあればお願いします。
なお、小林 昇 推進委員は、本日出席されておられません、事前に問題がない旨の報告を受けております。

○ 中川 嘉和 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 権利設定1番案件

続きまして権利の設定1番案件です。申請地は農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、清崎町集落の南側に位置します。

貸人は、遠方に移住したことから、今後の農地の適正管理が困難であると考えてお

られたところ、古くからの知人である借人の母親に相談された結果、当該地を借り受けて耕作しながら管理される話がまとまったものです。

借人は、当該地を 10 年間の契約で賃貸借し、本人および両親の 3 名で申請地を耕作し、自家消費野菜の栽培を行いつつ、当該地を管理していく計画とされており、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題はございません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、長崎 作藏 推進委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 長崎 作藏 推進委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

エリア担当として本件について一言申し上げますが、これまでの申請人とのやり取りを踏まえても、適正に耕作されるものと考えております。

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

5条 1番案件

本件は3条の1番案件に関連しています。また、過去に貸借で受けた許可を売買で取り直す案件です。

申請地は地積 815 m²のうち 289.98 m²。転用目的は農業用倉庫で、所有権の移転を

伴います。

申請地については、農業用倉庫として利用するため賃貸借権を設定するとして、平成 29 年 6 月 9 日付で転用許可を受け、以降利用されてきたところです。

最近、所有者が終活をされており、申請地を貰ってくれと打診があったところから売買の話がまとまり、売買による所有権移転を目的とした許可申請に至ったものです。

申請地は、湖岸道路の薩摩町交差点から北に 150m ほど、薩摩町グラウンドのすぐ南側に位置する、市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域内、いわゆる青地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、青地は原則として農地転用の許可はできません。しかし農業用施設は不許可の例外となっていることから、許可が可能です。

一般基準について、利用計画としましては、今後も特に現況を変えることなく、引き続き農業用倉庫として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきまして、隣接部分はハウス等となっていますが、そちらの管理・耕作も譲受人が担っておりますので、特に問題はありません。

愛西土地改良区は前回の転用で手続き済みです。また、農振法の手続きについても新たな手続きが不要であることを確認しております。その他、各種必要な書類の添付もいただいておりますため、一般基準について問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、ご退席いただ

いても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

【農用地利用集積等促進計画】

続きまして、議第２５号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（清水 主事）

（ 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

【推進委員の任期延長】

続きまして、議第２６号 彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員の任期延長についてを議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

議第２６号、彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員の任期延長について、説明します。

委員の皆様も御承知のとおり、現任の農業委員の皆様の任期満了日は、令和8年7月19日（日）となっております。これに伴い、次期農業委員の任命式、ならびに新体制での臨時総会につきましては、翌7月20日（月）が「海の日」の祝日であることから、休み明けの7月21日（火）に開催します。なお、新農業委員の辞令の日付につきましては、7月20日に遡って措置されることとなっております。

一方、推進委員の皆様の任期につきましても、現行では農業委員と同様に7月19日（日）までとなっております。しかしながら、次期推進委員の委嘱の手続きは、7月21日の臨時総会において農業委員会として決定し、委嘱することとなります。そのため、現行のままで進めると、7月20日の1日間、推進委員が法律上「不在」となり、「空白期間」が生じてしまうことになります。

農業委員会法第20条第2項では、「推進委員は、その任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行う。」とされており、当該規定を適用するため、本委員会の決議により、現任の推進委員の皆様の任期を1日延長し、7月20日（月）までに変更するものです。ただし、次の第26期では農業委員になられる推進委員が2名おられます。農業委員会法18条5項により農業委員と推進委員の兼務は認められていないため、当該2名についてのみ、任期は7月19日までとし、農業委員としては7月20日を就任日とするものです。新体制下において、当該推進委員2名は20日の1日だけ欠員という整理となります。

これにより、7月21日の臨時総会において、円滑に次期推進委員の委嘱手続きへと移行することが可能となります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては、原案のとおり任期を延長することとします。

【推進委員候補者】

続きまして、議第27号 彦根市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者についてを議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

それでは、議第27号について説明いたします。

彦根市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集を行い、定数の22人のうち応募が21人ありました。農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会を開催し、21人の候補者の評価を行っていただき、全員を候補者として選定いただきました。農地利用最適化推進委員については、第25期農業委員会、つまり、今回の定期総会で承認いただき、農地利用最適化推進委員候補者と決定し、7月21日に予定しております第26期農業委員会の初総会において最終決定いただき委嘱させていただくこととなります。

なお、定数に満たない1名につきましては、引き続き、推薦および募集を継続して参ります。また、この報告をさせていただいて、変更できるものではありませんが、必要となる手続きであるため、報告するものです。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては、この内容で7月21日開催予定の臨時総会の議題とします。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第21号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は15件

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は21件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告件数は1件 面積は1,126㎡です。

局専報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告件数は12件 面積は14,203.61㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、続きまして、その他「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

——— 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表に基づき説明 ———

○ 議長（田中 金二）

他に何か議論はありますでしょうか。

○ 伴 孝子 委員

先日開催された「第30回湖国女性農業・推進委員協議会総会・研修会」に出席された西川 末美 委員から、その概要を報告していただいてはいかがでしょうか。

○ 西川 末美 委員

女性委員会としての活動については、この後の全員協議会において報告の場がありますことから、せっかくの機会ですので、農地パトロールや遊休農地への対応について、感じていることをお話します。

農地パトロールは、例年同じ農地を対象に、変化のない現況を確認しているような状態となっています。その後の対応により、一筆でも解消したという成果を数字で示せるようにしていただきたいと思います。農地転用することがベストとは言わないものの、そのような対応も視野に入れつつ、遊休農地の解消を進めていくことが必要ではないでしょうか。

また、とりわけ畑が自己保全化しているケースが多く見受けられ、私の地元でも担い手が受け入れきれない状況が生まれています。今後、畑のあり方を考えていく必要があるのではないかと考えています。

○ 議長（田中 金二）

遊休農地への対応は、事務局だけではなく、私たち農業委員や推進委員の仕事でもあります。事務局からの発信が弱いという面もあるかもしれませんが、委員各位におかれましては、各地域において所有者への働きかけ等の活動を行っていただき、解消に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

○ 事務局（大村 次長）

農地パトロールにおいて、例年同じ農地をパトロールしているという側面は否めないと感じております。

対象農地を厳選する等の対応を検討するほか、例年は８月に実施している農地パトロールですが、国の通知を受けて、本年は１０月に実施する方向で計画しております。このように、農地パトロールのあり方についても、改善を進めてまいります。

○ 議長（田中 金二）

特によろしければ、これをもちまして、第２５期彦根市農業委員会の最後の定期総会となります、７月定期総会を閉会させていただきます。